

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月二十日

内閣総理大臣	菅	義偉
総務大臣	武田	良太
法務大臣	上川	陽子
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
農林水産大臣	野上浩太郎	
経済産業大臣	梶山	弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例) 第六条 「略」 2 令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。
改正前	附則 (令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例) 第六条 「同上」 2 令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。